

米国の高関税措置の影響を大きく受ける
製造業を営む事業者向け補助金の御案内

米国高関税業種対策 緊急支援補助金

米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等の早期対策を支援し、将来の高関税政策の影響を回避・軽減するとともに、県内事業者等の事業拡大や競争力強化を図ることを目的としています。

補助金上限額

500万円

補助率

1/2

対象事業

本補助金の対象となる事業は、米国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等の取組です。

補助対象経費

建物費（建物附属設備及び構築物含む。）、機械装置費、システム導入費、技術導入費、専門家経費、外注費（注）、直接人件費（注）、知的財産権等取得関連経費、原材料費（注）、広告宣伝・販売促進費、人材育成費、人材確保費その他本事業の実施に必要と認められる経費

（注）新製品等の開発に必要なものに限る。

事業期間

交付決定日から（最長）**令和8年2月28日**まで

対象者

次のいずれにも該当する方がご利用いただけます。

- ① 直近の決算期における米国高関税影響業種※に属する事業の売上高（米国への輸出取引以外の売上も含む。）の全体売上高に占める割合が2分の1を超えていること。
- ② 米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）していること。
- ③ 県内に主要な事業所を有すること。

※米国の相互関税措置、追加関税措置その他の措置により大きな影響を受ける業種として商工労働部長が別に定める業種のこと。（R7.6.24時点の**対象業種は鉄鋼・アルミ及び派生品、自動車及び自動車部品を生産する業種**）

※最新の対象業種は県ウェブページでご確認ください。

募集概要

👉 申請期限 **令和7年9月30日**まで

※予算を超えた場合、募集を終了しますので予めご承知ください。

👉 申請方法 （申請・問合せ先へ）郵送又は電子メールで申請してください。

申請
問合せ先

鳥取県 商工労働部 企業支援課 （電話）0857-26-7243

E-mail/kigyoushien@pref.tottori.lg.jp

ウェブページ/<https://www.pref.tottori.lg.jp/323837.htm>



令和7年6月作成